

障害者自動車等燃料費給付

すでに自動車など燃料費給付認定を受けている障害者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。
給付金

燃料1リットルにつき50円。1か月に自動車は20リットル分、オートバイは5リットル分まで。

対象期間

平成27年10月～平成28年3月分

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転するかたの運転免許証
- ・車検証 ・印鑑
- ・燃料を購入したことがわかるもの（領収書など）

請求 4月11日(月)まで

健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

重度心身障害者医療費

身体障害者手帳1～3級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳④・A・B該当のかたなどへ保険診療の自己負担分を助成しています。

秩父郡市内の医療機関で受診した場合は、窓口支払いはありません。ただし、自己負担額を超えた金額などの支払いが必要になる場合があります。

秩父郡市外の医療機関で受診したときの医療費の請求は、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して健康福祉課へ提出してください。

申請・問合せ

健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

そうだん

登記相談

不動産登記、相続、多重債務、成年後見に関することなど、お気軽にご相談ください。

期日 4月8日(金)

時間 午後1時～3時

場所 総合センター

相談員 埼玉司法書士会秩父支部会員

費用 無料

問合せ 総務課行政担当 ☎62-1231

ふくし

障害者の有料道路割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障害者のかたに、有料道路料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対象

- ・**障害者本人が運転する場合**
身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた
- ・**障害者本人以外のかたが運転し、障害者本人が同乗する場合**
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害(1種)を持つかた

割引有効期間

- ・**新規の場合**
申請日から2回目の誕生日まで
- ・**更新の場合**
申請日から3回目の誕生日まで

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・運転するかたの運転免許証
- ・登録する自動車の車検証
- ※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

申請・問合せ

健康福祉課介護福祉担当
☎62-1233

福祉タクシー利用券交付

福祉タクシー利用券(初乗り運賃相当額)を交付します。

対象

- ・身体障害者手帳1、2級のかた
- ・療育手帳④、Aのかた

交付数 年間24枚

持ち物

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

申込み 健康福祉課介護福祉担当
☎62-1233

※平成27年度分の利用券は使用できません。残券はお返しく下さい。

※「障害者自動車燃料費等給付」と重複して受けることはできません。

3歳児健康診査

期日 4月21日(木)

受付 午後1時～1時30分

場所 総合センター

対象 平成25年2月・3月生まれ

内容 問診、身体測定、尿検査、医師の診察(内科・歯科) 育児相談、歯科・栄養相談 心理・言葉の相談(希望者)

持ち物 母子健康手帳、問診票

問合せ 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1233

乳児健康診査

期日 4月26日(火)

受付 午後1時～1時30分

場所 総合センター

対象 平成27年7月・12月生まれ

内容 医師の診察、育児相談、運動発達相談、栄養相談

持ち物 母子健康手帳、問診票

問合せ 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1233

赤ちゃんルーム

期日 5月6日(金)

時間 午前9時30分～11時

場所 総合センター

対象 生後1歳6か月までの希望者

内容 身体測定、育児相談、栄養相談

持ち物 母子健康手帳

問合せ 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1233

太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。

お気軽にご参加ください。

期日 4月13日(水)

時間 午前9時30分～11時30分

場所 総合センター

内容 お花見

申込み 健康福祉課健康づくり担当
☎62-1233